



平成 19 年 12 月 22 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 折口 雅博  
(コード番号 4723 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 広報IR部長 大迫 一生  
(TEL. 03-3405-9262)

### 本日の報道機関からの当社子会社「株式会社グッドウィル」報道について

本日の一部報道につきまして、当社子会社である株式会社グッドウィル(以下グッドウィル)の事業停止に関する報道がありましたので現時点の状況をお知らせ致します。

グッドウィルは、平成 19 年 12 月 19 日付けで、東京労働局より、予定される不利益処分について、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、弁明の機会を付与することを通知されました。

不利益処分の原因及び予定される不利益処分の内容は、以下のとおりです。

グッドウィルは、港湾運送業務派遣や二重派遣など労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行っていたとして、今回の処分が予定されております。

不利益処分の内容は、労働者派遣事業停止命令(浜松北支店等 89 事業所において行う労働者派遣事業にあっては 4 ヶ月、その他の株式会社グッドウィルにおいて行う全ての労働者派遣事業にあっては 2 ヶ月)及び労働者派遣事業改善命令となっております。

弁明書の提出期限は、平成 20 年 1 月 8 日となっており、グッドウィルの弁明書提出後、処分が決定する見込みです。

本件処分の内容が決定した際には、業績の影響を含め分かり次第、速やかに開示致します。

お客様及び登録スタッフの皆様をはじめ関係者の方々、株主の皆様に、大変ご迷惑及びご心配をお掛けしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

以上